

## 1. 集団訴訟の原告団100名を超えました

### 3月14日（火）、58名の原告でNHKを提訴

NHKがニュース番組において放送法を守る義務があることを確認する裁判に、昨年12月27日、45名の原告で奈良地裁にNHKを提訴しました。引き続き、3月14日、58名の原告で追加提訴しました。（奈良地裁は、それぞれ別に受理。）合計で103名の原告団となりました。公共放送を視聴者・市民に取り戻す裁判に勝利するためには、大きな原告団をつくるのが大切ですが、目標（100名）を超過達成することができました。原告団に参加いただきました皆さん方に厚くお礼申し上げます。

昨年7月の宮内正厳さんの提訴、昨年12月の集団提訴、今次の集団提訴と争点が共通する関連裁判であります。3月17日、弁護団から奈良地裁に対し、「三事件を併合審理するとともに、裁定合議事件としての取り扱われること」の申入れを行いました。

## 2. 放送法等遵守義務確認請求事件の口頭弁論が行われます

### (1) 昨年7月、宮内正厳さんが、提訴した裁判の第3回口頭弁論が2017年3月23日（木）

11時より奈良地裁大法廷で行われます。弁護団より、NHKニュース報道の酷さの実証・・・国連での核兵器禁止条約交渉に関する報道内容、「クローズアップ現代+」慰安婦問題に関する日韓合意の報道内容・・・の陳述に加えNHKにいくつかの論点で回答をもとめる求釈明を行います。

### (2) 昨年12月、集団訴訟しました第1回の口頭弁論が上記（1）終了後に行われます。

弁護団および原告から陳述します。

当日のスケジュールは、次の通りです。多数の方々の参加をお待ちしております。

11時～11時15分 宮内裁判第3回口頭弁論 奈良地裁大法廷

11時15分～11時40分 集団訴訟第1回口頭弁論 //

11時40分～12時10分 裁判報告会 県教育会館4階大会議室

\*10時40分ごろ、大法廷（傍聴席70席）が開廷されます。できるだけ早い目にお越し下さい。

## 3. NHK受信料裁判の大阪高裁での審理

放送受信料請求事件（原告NHK、被告宮内正厳）は、昨年9月、奈良地裁で敗訴し大阪高裁に控訴していました。その後、宮内さんは受信料を支払ったので、NHKに裁判取下げを請求しましたが取下げません。2月14日、大阪高裁で審理が行われました。双方の言い分がかみ合わず、結審は、次回に持ち越されました。

以上